

## お産ラボ 規約

第1条（名称） この会は、お産ラボ（以下「本会」）という。

第2条 （所在地） 本会を次の所在地に置く

静岡県静岡市葵区沓谷6丁目10-4 ポエム6 W-1

第3条（目的） すべての妊産婦が自分らしく、納得のいくお産、子育てができるように、お産・子育てについて考え、学ぶ機会をつくり、未来へ向けて、より良いお産環境を整え、静岡をお産・子育てしやすい都市にすることを目的とする。

第4条（事業） 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) お産を語る座談会
- (2) 産科・産院見学会
- (3) 講演会・高校、大学への出張講座
- (4) 助産師による専門講座
- (5) 子育て防災講座
- (6) お産・子育てに関する情報共有・発信

第5条（組織） 本会は、目的に賛同する者により組織する。

第6条（入退会） 本会へ入会又は退会する者は、代表者に申し出るものとする。

第7条（役員） 本会を運営するため、次の役員を置く。

(1) 共同代表者2人 (2) 会計 1人

第8条（役員の選任） 役員は、役員全員の同意により選任する。

第9条（役員の職務） 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 共同代表は、この会を代表し、円滑な運営に努める。

(2) 会計は、本会の会計事務を処理する。

第10条（会議） 本会の会議は、役員会とする。

第11条（役員会） 代表者はこの会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的に（又は必要に応じて）役員会を開催する。

2役員会は、代表者が議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 事業の計画および実績に関すること

(2) 収支予算および決算に関すること

(3) 会則の改廃に関すること

(4) 役員を選任に関すること

(5) 会費に関すること

(6) その他会の重要事項

第12条（入会金） 本会は入会金を徴収しない。

第13条（会費） 本会は会費を徴収しない。

第14条（経費） 本会の経費は、参加費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

第15条（会計年度） 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第16条（設設立の本会の設立年月日は平成28年3月8日とする。

附則 この会則（又は規約）は、本会設立日から適用する。